| | | |
|---|---|---|
| | | 限定保育士）、理学療法士等又は施設長等その他の意思決定者が行う介護等の生命維持に係るサービスの業務 |
| （略） | （略） | （略） |

附　則

この告示は、令和七年十月一日から適用する。

**○厚生労働省告示第二百六十二号**

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十三の六第一項及び第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月二十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する告示（医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正）

**第一条**　医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | | |
|---|---|---|
| 報告方法 | 報告単位 | 報告内容 |
| （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | 入院患者に提供する医療の内容 |
| （略） | （略） | 八　救急医療の実施状況 |
| （略） | （略） | イ～カ　（略） |
| | | ヨ　急性期充実体制加算1及び2の算定件数 |
| | | タ～ソ　（略） |
| （略） | （略） | 九　急性期を経過した患者及び在宅復帰に対する支援の状況 |
| | | イ　入退院支援加算1から3までの算定件数 |
| | | ロ　（略） |
| | | ハ　入院時支援加算1及び2の算定件数 |
| （略） | （略） | ニ～ヌ　（略） |

| 改正前 | | |
|---|---|---|
| 報告方法 | 報告単位 | 報告内容 |
| （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | 入院患者に提供する医療の内容 |
| （略） | （略） | 八　救急医療の実施状況 |
| （略） | （略） | イ～カ　（略） |
| | | ヨ　急性期充実体制加算の算定件数 |
| | | タ～ソ　（略） |
| （略） | （略） | 九　急性期を経過した患者及び在宅復帰に対する支援の状況 |
| | | イ　入退院支援加算1及び2の算定件数 |
| | | ロ　（略） |
| | | ハ　入院時支援加算の算定件数 |
| （略） | （略） | ニ～ヌ　（略） |

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。